



# 事業所の防火安全体制を 確認しましょう!!



## 消防だより

令和6年4月号

### 《事業所の防火安全体制の見直し》

4月は人事異動が多い時期です。この機会に、防火管理者等の変更がないか確認し、防火安全体制を整備しましょう。防火管理者の変更がある場合は、消防署に「防火管理者選任（解任）届出」と「消防計画の届出」をする必要があります。

※ご不明な点がございましたら、久米島町消防本部予防班までご連絡をお願いします。

#### 防火管理者の選任

一定以上規模の防火対象物(建物)には、防火管理者の選任が義務付けられています。この場合、建物所有者と建物内の事業所などに防火管理者を選任し、届け出る義務があります(消防法第8条、第36条)



#### 消防計画の作成(変更)

防火管理者は、消防計画を作成し、届出をする義務があります。また、定期的実施状況を確認し、内容を見直しましょう。消防計画を変更した場合も、届出をしましょう。(消防法施行令第3条の2、第48条)



令和6年3月1日～7日まで、春季全国火災予防運動が実施され、当消防本部でも多くの活動が行われました。



### 春季全国火災予防運動活動報告



#### 3月3日(日)

#### 女性消防クラブ防火ビーチクリーン

##### 目的

火災の発生しやすい時期を迎え、地域住民に対し、火災予防思想の啓発を図るとともに清掃活動により防火防止と会員相互の交流を深めることを目的として実施しました。



#### 3月4日(月)

#### 消防団林野火災防ぎょ訓練

##### 目的

春の全国火災予防運動の一環として、火の不始末等による林野での火災を想定し、消防団員の無線運用、ホース延長要領及びポンプ運用技術の向上を図る事を目的として実施しました。



### 119番通報について

### 沖縄県消防指令センター

#### 【119番通報】

平成28年4月より、嘉手納町字屋良1220番地にある比謝川行政事務組合ニライ消防本部内の沖縄県消防指令センターで受け付けています。

#### 【沖縄県消防指令センターとは】

沖縄県消防指令センターは、各消防本部が共同で設置した施設です。沖縄県消防指令センターでは、管轄する市町村からの119番通報を一括して受け付け、通報内容等から災害地点、火災や救急、救助などの災害種別を決定、出動部隊を編成し、管轄消防本部の消防隊・救急隊等へ出動指令や現場活動の支援などを行います。

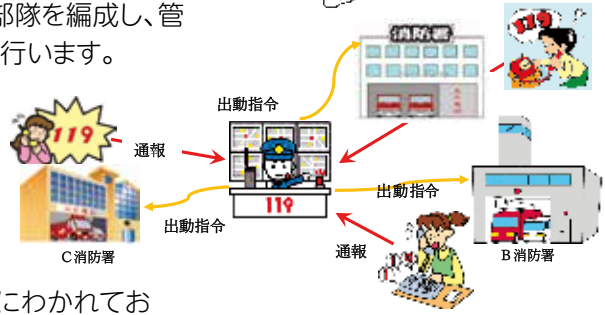
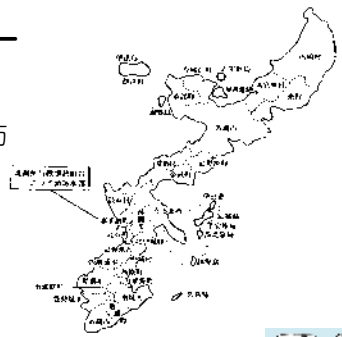
#### 【119番通報の方法】

**119番通報の方法はこれまでと変わりありません。**

ただし、消防指令センターでは、複数の市町村からの119番通報を受け付けますので、119番通報時に住所を告げる場合には、**市町村名を含めてお伝えください。**

沖縄県消防指令センターには、26名の指令員が活動し、4つの班にわかれており、管轄人口約87万人からの119番通報を受け付けています。久米島からも1名の消防職員が派遣されていますが、**119番通報時には必ずしも久米島消防職員が対応するわけではありません。**

指令員のなかには久米島町の地理や字名に精通していない場合もありますので、町民の皆様には落ち着いた指令員の指示に従い、適切なお対応をお願いいたします。



#### 2月 出動状況

・救急	16件 (54件)	・風水害	0件 (0件)
・火災	2件 (2件)	・捜索	0件 (0件)
・救助	2件 (3件)	・その他	1件 (4件)

( )は、令和6年累計 合計……… 21件 (63件)